

会費改定 (案)

会費改定（案）の件

背景：

これまで、日本建築協会では、会誌「建築と社会」の紙面刷新による掲載・広告収入増をはじめとする増収努力と共に、諸経費の削減に努めてきたが、近年、会誌印刷費、及び配送費、水光熱費、諸経費等が上昇する中、財政的には余裕のない状況が続いており、協会の運営を維持することが大変困難な状況となってきた。

昨年後半から年初にかけて原材料高騰による物価上昇により、商品価格への転嫁や労働賃金アップなどの動きが活発化する中、当協会においても、12月の常任理事会で議論を開始し、この機を逃さず、令和6年の新年度からの会費徴収が行えるよう、今年1月の常任理事会で定款細則第18条（3）〈※1〉に基づき、会費改定について決議を行い、4月から新会費とすることとした。

ただ、この決定過程において、昨年9月以降の事務局体制の一新に伴い、引き継ぎが十分ではなく、また本手続きに関する常任理事会での確認が不十分であったことにより、定款第4章総会第12条（5）〈※2〉で定められている会費の額についての総会決議、および理事会での議案提示がなされなかったことに関して、心からお詫びを申し上げる。このことを深く反省し、今後このようなことが二度と起きないよう取り組んでいく所存である。

今回は4月に遡っての決議を行って頂くこととなるが、会員のための協会運営を支える財務健全化のため、これまで約30年間、据え置きとしてきた会費について、下記のように改定することとしたいので、皆様のご理解を賜りたい。

〈※1〉 定款細則 第5章 会務及び事務

第18条 常任理事会は常任理事の他、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1)理事会提出議案の作成に関する事項
- (2)理事会の議決事項の処理に関する事項
- (3)その他この法人の会務執行に関する事項

〈※2〉 定款 第4章 総会

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5)会費の額
- (6)定款の変更
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

検討内容：

- ・実施開始時期：2024 年度より
- ・改定率：約 10%（≒過去 30 年間における CPI 上昇率）
- ・改定後の年会費

会員種別	改定前	改定後
個人正会員（本部支部地域）	14,400 円	16,000 円
個人正会員（その他の地域）	12,600 円	14,000 円
団体正会員	25,000 円/口	28,000 円/口
学生会員	8,400 円	9,000 円

参考（今後強化する会員サービス向上に関する取り組み）：

- ・協会誌「建築と社会」における、カラーページの拡充等、更なる紙面の充実。
- ・各種講習会・見学会・コンクール・顕彰・ガイダンス等、諸活動の拡充。
- ・新たな取り組みとしての、ホームページにおける「会員様からのお知らせ」欄の新設。
- ・クレジットカード決済システムの採用（今夏予定）。

以上